民設民営放課後児童クラブ運営事業者募集要項【提案型】

１．募集の趣旨

世田谷区（以下、「区」という。）では、保護者の働き方の変化や共働き家庭の増加などにより、子ども人口が減少傾向にあるものの、新ＢＯＰ学童クラブの登録児童数が増加の一途を辿り、公設の新ＢＯＰ学童クラブの大規模化が大きな課題となっています。このような課題の解消に向けて、学校外に民設民営放課後児童クラブを誘導し、子ども及び保護者が様々な放課後の過ごし方を選択できる環境の充実を図ります。

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の理念である、『子どもが安心して、楽しく・自由に遊べる環境のもとで、生きる力と主体性を伸ばし、ひとりひとりの今の成育（子どもの成長と育ち）を支える』ことを実現し、子どもの放課後の遊びと生活の質の向上を図るため、民設民営放課後児童クラブの整備・運営を行う事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。

放課後児童健全育成事業に熱意と責任のある皆様のご応募をお待ちしております。

２．募集概要

（１）事業内容

区が実施している児童館や新ＢＯＰと連携し、民設民営放課後児童クラブの整備・運営を担っていただける事業者を募集します。施設の整備、運営に際しては、別紙１「施設整備及び運営に関する基本的事項」を遵守していただきます。整備・運営事業者として選定された事業者には、区と民設民営放課後児童クラブの整備及び運営の基本的事項を確認する「協定書」を締結していただきます。

（２）開設時期

令和９年４月１日以降

（３）開設場所

別紙２「整備優先度マップ」でご確認ください。

※整備優先度マップはホームページ上で随時更新していきます。

※整備優先度マップで色がついていない整備地でも整備が可能となる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

（４）募集数・定員

募集数：上記開設場所内に年間数か所程度

※応募状況によってはすべての事業者が提案できない場合がありますのでご了承ください。

※各提案施設の定員によって選定する事業者数が変動します。

定員：原則として、１か所あたり８０名を上限とする。（２支援の単位）

原則として、１支援の単位を構成する児童数は４０名を上限とする。

※区が指定する優先受入校に通う補助対象児童を定員の８割以上受け入れること。

３．応募要件

次の（１）～（６）の要件を全て満たしている法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等）。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しない

ものとし、応募は無効とします。

（１）原則として、応募日時点において３年以上の法人運営実績を有すること。

（２）以下のいずれかに該当すること。

① 放課後児童健全育成事業、又は区が放課後児童健全育成事業と同等と認める事業のいずれかを１年以上運営していること。

※ 同等と認める事業とは、開所日・開所時間及び対象者等が、新ＢＯＰ学童クラブと同程度の条件で運営されていることを基本とし、個別に事業を確認し判断する。

② ５歳児までの保育・教育を行う認可保育所、又は児童福祉施設として法的に位置づけられる認定こども園（幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園）のいずれかを３年以上運営していること。

③ 児童厚生施設である児童館を１年以上運営していること。

（３）放課後児童健全育成事業の運営に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。

（４）「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」、「世田谷区子どもの権利条例」「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」等を十分に理解し、区の放課後児童クラブ関連事業について積極的に協力できる事業者であること。

（５）財務状況

① 経営状態が良好であること。

※ 収益性、安定性などの財務指標を総合的に判断し、経営不振の状態でないこと。

② 直近３年間の会計年度において、３年間連続して損失を計上していないこと。

※ 「直近３年間の決算報告書等」のうち、損益計算書の「当期純利益」、又は事業活動計算書の「当期活動増減差額」が３年間にわたり損失が計上されている状態にないこと。

③ 直近期の会計年度において、債務超過になっていないこと。

※ 「直近期の決算報告書等」において、貸借対照表の「負債（債務）」が「資産（財産）」を上回っている状態にないこと。

（６）所管庁の監査、指導検査等

事業主体及び運営している事業所において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘や勧告を受けていないこと。ただし、文書指摘や勧告を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同等の取り扱いとする。

４．欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加者資格に抵触するもの）

（２）国税及び地方税を滞納しているもの（応募事業者のほか、その代表者・役員、運営しようとする放課後児童クラブの施設に対する物件権利者（土地所有者、建物所有者）のいずれかがこれらの税金を滞納しているもの）

（３）破産法、民事再生法、刑事罰、会社更生法の適用を受けている、又は受けようとしているもの
（４）役員または職員が刑事罰を受けているもの。（禁錮以上の刑並びに児童福祉法の規定、その他の児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでのもの）
（５）応募事業者（関連団体も含む。）のほか、その代表者・役員、運営しようとする放課後児童クラブの施設に対する物件権利者（土地所有者、建物所有者）のいずれかが、暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
※なお、必要に応じて、資格審査のため関係機関への照会を行うことがあります。

５．整備・運営にあたっての補助制度

事業所を整備・運営するにあたっては、以下の補助制度があります。本募集要項に基づく事業者の決定に際しては、当該補助制度を利用するための条件が付される場合があります。なお、補助制度は、当該事業の経費を含む区の予算の成立を前提とします。

（１）施設整備経費（内装改修等）にかかる補助

「世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱」等に基づき、施設整備にかかる経費の一部を補助します。補助金の申請方法については、補助事業者の決定後に別途説明します。

（２）施設創設経費（土地から施設創設）にかかる補助

「世田谷区放課後児童クラブ施設創設整備費補助要綱」等に基づき、施設整備にかかる経費の一部を補助します。補助金の申請方法については、補助事業者の決定後に別途説明します。

（３）施設運営経費にかかる補助

「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱」等に基づき、民間の放課後児童健全育成事業者の運営に要する経費の一部を補助します。補助金の申請方法については、補助事業者の決定後に別途説明します。

６．応募手続

児童課の簡易確認後、事前協議書類提出の １ 週間前までに事前相談書を提出してください。

提案に関する各種スケジュールは別紙３「スケジュール一覧」でご確認ください。

（１）物件相談

児童課による簡易確認として、提案可能なエリア・物件であるかの可否判断を行います。「世田谷区民設民営放課後児童クラブ物件相談フォーム（リンク先）」に必要事項を入力し、送信してください。フォーム送信後、候補地の提案可否について担当より回答いたします。

＜条件＞
所在地、広さ（㎡数）、二方向避難の確保状況、検査済証の有無、想定定員、物件の現状

（２）事前相談（来庁相談）

事前相談書の提出が必須となりますので来庁日当日にご持参ください。
区への事前相談がない場合は、提案を受け付けることができませんので予めご了承ください。

※事前相談書をご提出いただいた事業者から優先的に提案を受け付けます。同じ学区域で複数の相談があった場合や、応募状況によっては提案をお受けできない場合があります。

（３）事前協議（別紙４「事前協議書類一覧」のとおり）

別紙４「事前協議書類一覧」の提出書類に基づき、本募集要項に定める応募条件等を満たしているか確認するための事前協議を行います。正本１部、副本１部をご準備の上、スケジュール期間内に必ず事前協議をお願いします。

※副本は正本のコピーとしてください。

※利用児童や保護者等の個人情報に該当する部分のみ黒マジック等で塗抹をおこなってください。なお、法人名やホームページで公開されている情報については、塗抹しないでください。

※事前に電話連絡の上、日程を調整し、区児童課の窓口までお越しください。

（４）応募申請書類の作成方法・提出部数

（別紙５「応募申請書類一覧」のとおり）

すべての書類は正本１部、副本４部を提出してください。提出書類はお返しいたしませんので、必要な場合には控えをお取りください。

① 正本は、表紙及び背表紙に、タイトル「世田谷区民設民営放課後児童クラブ運営事業者募集にかかる応募書類（法人名）」を記入すること。

② 書類の名称を記載した台紙とともにファイルに綴じて提出すること。（台紙には数字や記号ではなく書類の名称を記したインデックスを付けること）

③ 指定様式があるものは区ＨＰからダウンロードして作成してください。

（５）応募書類の受付期間

別紙のスケジュール一覧を確認のうえ、区児童課まで直接ご持参ください。

※直接持参が難しいご事情がある場合は、別途ご相談ください。郵送による提出の場合、未着や遅延等については、理由を問わず応募を受け付けできません。事前協議が終了していた場合も同様です。

※ご持参される場合は、必ず事前に電話連絡の上、日程を調整し、区児童課の窓口までお越しください。

（６）提出先

世田谷区役所 子ども・若者部　児童課
東京都世田谷区世田谷４－２１－２７　世田谷区役所西棟３階３０５番窓口
受付時間 平日の午前９時から午後５時まで（正午～午後１時を除く）

７．事業者の審査、採択及び決定

本募集要項に基づく事業者提案の採択については、区が設置する「世田谷区民設民営放課後児童クラブ運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）」の審査に基づき、世田谷区長が行います。審査の結果、いずれの事業者の提案も採択しない場合があり

ます。

（１）審査方法（状況により、審査を変更する場合があります。）

①応募書類等の内容審査（財務審査を含む。）

②応募事業者の既運営施設（放課後児童健全育成事業所等）の現地調査

③今回の提案や提案施設の責任者（以下、「施設長候補者」という。）等に関するヒアリング審査

※施設長候補者とは、施設開所後に当該施設へ常駐し、施設長として従事する予定の者をいう。なお、施設長候補者は常勤職員であり、放課後児童支援員の資格を有する者（または開所までに取得の見込みがある者）とする。

※上記①の審査の結果、②現地調査及び③ヒアリング審査を行わず、提案を採択し ない場合があります。

※上記②の対象施設は、原則として区が指定します。

※上記②、③の審査日は、選定委員会で指定します。必ず法人代表者（担当理事や本事業の責任者でも可）と施設長候補者、現地調査対象施設の事業所の運営にかかる責任者が出席してください。

※上記③のヒアリングは施設長候補者の出席が必須となりますが、ヒアリング実施後及び開所までの準備期間中に施設長候補者を変更した場合は、改めて審査を実施することがあります。

※上記①、②については、過去の審査結果を引き継ぐ場合があります。

（２）審査項目

選定委員会は、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」、「世田谷区子どもの権利条例」、「放課後児童クラブ運営指針」「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」等に基づき、次の点を重視して審査を行います。

評価項目	評価内容	
事業者の理念	放課後児童健全育成事業の理念・公共性・公益性を持ち、社会的責任を担っている事業者であること。	事業者から提出された資料及び法人の経営に携わる責任者、施設長候補者等とのヒアリング内容から、放課後児童クラブとしての社会的責任や地域における役割に関する考え方等について、評価・審査を行います。また、子どもの権利条約や世田谷区子どもの権利条例を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した理念や事業内容となっているかについても評価・審査を行います。
事業の安定性・継続性	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること。	事業者の財務状況等について公認会計士による財務内容の確認を行うことで、子どもや保護者が安心して支援を享受し続けることができるかについて評価・審査を行います。
運営管理体制	職員や利用者、外部の意見を取り入れるなど、開かれた運営がなされていること。	内部の意見のみによる運営ではなく、客観的な外部の意見等を運営にフィードバックさせることや、現場からの意見が経営層の判断に反映される仕組みづくりがなされているかどうかについて評価・審査を行います。
質の確保	「世田谷区放課後児童健全	事業者が現に運営している事業所の現地調査を行う

	育成事業の運営方針」や区の目標を理解した上で、子どもの最善の利益や子どもの成長と育ちを尊重し、子どもの視点に立った支援を実施していること。	とともに、日々の活動内容や支援方法などを把握できる資料により、運営内容について評価・審査を行います。
人材の確保・育成・勤続年数	計画的な職員採用・人材育成により、質の高い職員が確保されていること。	採用方法や異動に伴う既存事業所への影響を注視しながら、提案事業所に配置を予定する職員の年齢・勤続年数等のバランスについて評価・審査を行います。また、職員に対する処遇や研修の状況から、能力を高めながら働き続けることのできる環境の整備等についても評価・審査を行います。

※この他、「配慮を要する子どもへの支援」「児童虐待等、特別な配慮を必要とする子どもへの支援」「保護者との連携」「地域資源開発・地域連携」「関係機関との連携」等についても評価・審査を行います。

８．応募に際しての留意事項

（１） 本件業務に従事する区職員及び選定委員等の本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

（２） 原則として、応募後に提出された書類の内容を変更することはできません。

（３） 本募集要項に基づいて事業者として決定された後に、開設時期や施設長候補者を含む提案内容の変更は認めません。やむを得ない事情により変更する場合は、区との協議が必要となります。また、提案内容が守られないときは、補助金を減額又は支出しない場合があります。

（４） 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格となります。

（５） 補助金交付に関する財産処分の制限があります。財産の処分により収入があった場合において、既に交付した補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。

（６）過去に区における民設民営放課後児童クラブ運営事業者（提案型）の選定により不採択となった事業者については、原則として不採択の決定から１年以内に応募をすることはできません。

９．申請から事業者決定までのスケジュール

別紙３「スケジュール一覧」でご確認ください。

１０．その他

（１）応募にかかる費用は、申請書の提出・未提出、提出した事業所整備の採択・不採択にかかわらず、一切の費用を応募する事業者の負担とします。

（２）応募書類等及び本件応募に関する問い合わせ等において、使用する言語は日本語とし、使用する単位はメートル法によるものとします。

（３）追加資料の提出を依頼することがあります。

（４）応募後に、当該提案を取り下げることになった場合は、至急担当までご連絡ください。あわせて辞退届をご提出ください。

（５）応募書類の著作権は、事業者に帰属しますが、情報公開請求があった場合は、世田

谷区情報公開条例の規定に則し公開します。予めご了承ください。

（６）区は、提出された書類について、事業所整備の採択・不採択に関わらず返却しません。

必要な場合は、控えをお取りください。

（７）施設長は、開所後の施設運営が安定（３年程度）するまでは、やむを得ない事情を除き、変更できません。やむを得ない事情により変更を行う場合は、必ず事前に区との協議が必要となります。

（８）提案採択後は、事業者の責任において、開所までに必要に応じて定款等の変更をしてください。

１１．問合せ先

世田谷区子ども・若者部児童課

電話　０３(５４３２)２４９３　(直通)

Ｅメールアドレス SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

所在地 〒154－8504　世田谷区世田谷４－21－27 世田谷区役所西棟３階３０５番窓口